

## IC カード利用規程

2023. 4. 1 制定

「わらべ館」に導入されている IC カードによるセキュリティの運用方法等について、次のとおり規程を定めます。当館をご利用いただくについては、この規程に同意のうえ、遵守いただく必要がございます。皆様の善意をご信頼申し上げて運用してまいりましたが、IC カードを適切に利用せず、または紛失される事例が多々みられ、運用に支障を来す重大な懸念が生じておりますので、必ずお読みいただき、本規程の遵守をお願いします。

- 1 IC カードの設置目的等** わらべ館にお子様をお預けいただいた保護者様自身がお子様の送迎に際してわらべ館に入退出される際に IC カードを利用することにより、関係者以外の入退出の可能性をできる限り防止しつつ安心して送迎できる環境を作ることを目的とします。保護者様は、入退室の際、必ず自らに交付された IC カードを持参し、利用してください。
- 2 目的外利用の禁止** 上記1の目的以外の利用は禁止させていただきます。
- 3 IC カードの交付** IC カードはわらべ館が所有し、保護者様に対し、保護者様が送迎に必要として申し出た合理的な枚数を交付します。交付に際し、保護者様はわらべ館に対し、わらべ館が設定する1枚当りの発行費用の交付する枚数を乗じた額を支払うものとします。なお、この発行費用は事由の如何を問わず返還はいたしません。
- 4 IC カードの有効期間等** IC カードの有効期間、パスワードはわらべ館が任意に設定、変更できるものとします。
- 5 IC カードの管理** 上記3で貸与された保護者様は、IC カードを厳重に管理し、第三者に使用させないものとします。
- 6 IC カードの利用停止** わらべ館にお子様を預けなくなった等、上記1の目的に照らし IC カードが不要となった場合には、わらべ館は直ちに IC カードの使用を停止する措置をとることができ、保護者様は、わらべ館の指示するところにしたがい、速やかに当該 IC カードを裁断廃棄するかもしくはわらべ館に提出しなければなりません。
- 7 IC カードの紛失** 万が一、IC カードを紛失した場合、紛失した保護者様は直ちにわらべ館に通知しなければなりません。その場合、わらべ館の定める費用をご負担いただく場合があります。
- 8 IC カードの再発行** 紛失・汚損等により IC カードを再発行する場合には、わらべ館の定める再発行費用を保護者様にご負担いただきます。
- 9 IC カード利用の制限** 本規程に違反して IC カードが利用されていると認める場合には、わらべ館の任意の判断により、IC カードの利用を停止する措置を講ずる場合があります。ただし、わらべ館は、当該措置の効果を第三者に対し保証するものではありません。

- 10 **ICカードの運用の停止・廃止** わらべ館は、業務上の必要等の理由により、ICカードの運用を任意に停止、変更または廃止できるものとします。
- 11 **免責** わらべ館は、保護者様が本規程に違反したことにより、ICカードが利用され、または利用されないことに起因して生ずる損害等について、一切責任を負わないものとします。なお、わらべ館は、本規程の違反に起因する保護者様間または保護者様・第三者間の紛争についても一切責任を負いません。
- 12 **本規程の改訂** この規程の改訂については、わらべ館のHP (<http://www.warabekan-kochi.com/>) に掲載して皆様に告知し、その後にわらべ館をご利用いただいた場合には改訂後の規程にご同意いただいたものとみなして取り扱います。
- 13 **専属的合意管轄裁判所** 万が一、本規程に関し紛争を生じた場合の第一審の専属的合意管轄裁判所は、訴額に応じ高知簡易裁判所もしくは高知地方裁判所とします。

以上